

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 電気供給業を行う法人が、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合における、各事業年度の収入金額</p> <p>・ 特例措置の内容 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、特定規模需要に電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。</p> <p>※また、諸般の制度改正を踏まえ、H26年度から、「自己託送」及び「特定電気事業向け託送」も対象に追加する。</p>		
関係条文	地方税法 法附則第9条第8項、地方税法施行令附則第6条の2第2項		
減収見込額	（初年度） － （▲1,163） （平年度） － （▲1,163） （単位：百万円） [改正増減収額] （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 電力の自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。</p> <p>（2）施策の必要性 平成12年度以降、電気の大口使用者への小売事業については、参入規制が順次撤廃され、電力小売事業に新規参入した事業者も電気の供給を行っている。新規参入者が自由化対象の需要家向けに電気を供給する場合、一般電気事業者は、その所有する送電線の利用を認めることが義務づけられている。新規参入者は、特定規模需要の需要家から、託送料金も含め一括料金を回収した上で、送電線を所有する一般電気事業者に託送料金を支払うこととなっている。このため、収入金課税が適用されている電気供給業において、このような新規参入者が競争上不利にならないよう、課税標準の算定に当たって特定規模需要の需要家向け託送料金相当額を控除することが必要である。</p> <p>また、電気事業法の改正により、託送供給に特定電気事業向け託送が含まれることとなり、今後電気事業法の改正が行われれば、自己託送者制度が導入される見通しである。特例措置の拡充を行い、電力の自由化市場の公平な競争環境を整備するとともに、課税の公平性(二重課税の回避)を確保し、公平なコスト環境の下での競争を実現する必要がある。具体的には、昨今の電力需給のひっ迫状況を受け、電気の安定供給の確保に寄与する観点から自家発の有効活用を推進するため、自家発設置者が別の場所にある自社の工場等に電気を供給する場合に、一般電気事業者に対して送配電サービス（自己託送）を提供する義務を課すこととしているところ、税制面からもこうした取組を促すことが必要。また、特定電気事業についても、改正電事法の施行に伴い、一般電気事業者の送電線を活用して、区域外から電気を調達することが制度上可能となっており、今後その活用が拡大すると考えられることから、特定規模電気事業や、自己託送を活用した自家発事業者等との、課税関係のイコールフィッティングを図り、公平な競争環境を実現すべきである。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
	ページ	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p><政策目的の根拠></p> <p>エネルギー基本計画（平成22年6月閣議決定）において、基本的な視点として、エネルギーを基軸とした経済成長を実現するために、魅力ある事業環境を整備し、税制等の政策措置を導入することの必要性がうたわれている。また、国民生活の安定や我が国産業の競争力を強化するために、効率的かつ透明な市場の整備を通じて、経済効率的なエネルギー供給を実現することの重要性も位置づけられている。</p> <p>そして、政策手法のあり方として、安定供給の確保、環境への適合、経済効率性の確保を基本としつつ、基本計画その他法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置づけられるものについて、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、最小の国民負担で最大の効果と全体最適が確保されるポリシーミックスを構築していくことを基本とすることが明記されている。</p> <p>また、電力システムに関する改革方針（平成25年4月閣議決定）においても、競争の促進を通じて電気料金を最大限抑制することや、電力会社、料金メニュー等を選びたいという消費者ニーズに対して多様な選択肢で答えることができる制度に転換することとされている。</p> <p>（3. 資源エネルギー環境政策）</p>
	政策の達成目標	市場環境の整備を通じて電気事業における安定供給・環境適合・競争を同時に達成し、特定規模需要における新規参入を促進し、電気料金の抑制や、需要家の選択肢確保、事業者の事業機会を拡大することを目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日までの3年間
	同上の期間中の達成目標	市場環境の整備を通じて電気事業における安定供給・環境適合・競争を同時に達成し、特定規模需要における新規参入を促進する。
	政策目標の達成状況	新規参入者数は増加しており、特定規模需要をめぐる競争が見られる。これにより、電力の自由化市場の公平な競争環境を整備すること及び課税の公平性が確保されているといえる。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数：109社（平成25年8月時点） 適用事業者：一般電気事業者、特定規模電気事業者、特定電気事業者、自己託送制度の利用者（以下「新電力等」という。）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>新電力の中には、本措置による税収減が認められることによって、初めて事業に参入できる社もあることから、本措置が企業に与える影響は非常に大きい。</p> <p>また、本措置による減収分については、需要家の料金にも反映されることから、特定規模需要の需要家は、必要コストを最小限に抑えて、資金を有効利用することができる。新電力が市場に参入後、自由化部門の料金に競争が働き、導入前と比較して1.8円/kWh（約10%）程度下がっている。新電力の参入が無くなった場合、事業者間での競争が働かず、電気料金が上がる懸念もある。</p> <p>以上より、税収減とすることの有効性が認められる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料再処理準備金（国税・法人税） ・原子力発電施設解体準備金（国税・法人税） ・変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例（地方税・固定資産税） ・軽油引取税の課税免除の特例（地方税・軽油引取税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	税制の原則（二重課税の排除）を適用することによって、電気事業者間の課税の公平性を図り、公平なコスト環境の下での競争を実現することが妥当。新電力等における課税環境の問題を二重課税の問題として取り扱うか否かにかかわらず、政策上、税制による特例措置を講ずることが適切。
	ページ	—

税負担軽減措置等の適用実績	適用事業者数		減収額（百万円）
	平成 20 年度	21	756
	平成 21 年度	29	750
	平成 22 年度	37	1,014
	平成 23 年度	38	1,127
	平成 24 年度	38	1,160
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額の種類	課税標準（収入金額）	
	適用総額（千円）	15,452,011	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	課税の公平性が図られていることによって、販売電力量に占める新電力のシェアは着実に伸びてきており、自由化市場の発展に寄与している。		
前回要望時の達成目標	電力の自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—		
これまでの要望経緯	平成 12 年度創設、平成 15 年度、17 年度、19 年度、21 年度に 2 年間、23 年度に 3 年間の延長を要望。		
ページ	—		